

## 第 2 課税文書の取扱い

### 1 不動産等の譲渡、地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書（第 1 号文書）

#### (1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書

**不動産**……………土地及びその定着物をいい、このほか、法律の規定により不動産とみなされるもの並びに鉄道財団、軌道財団及び自動車交通事業財団が含まれます。

**無体財産権**……………特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。

**船舶**……………船舶法第 5 条に規定する船舶原簿に登録を要する総トン数 20 トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶をいいます（基通別表第 1 第 1 号の 1 文書の 19）。

**営業**……………営業活動を構成している動産、不動産、債権、債務などを包括した一体的な権利、財産としてとらえられるものをいいます（基通別表第 1 第 1 号の 1 文書の 22）。

#### 〔実例〕

##### ① 売買契約書、売渡証書

不動産の売買に当たって、当事者間で売買契約書を作成し、後日、所有権移転登記の際に更に売渡証書を作成する場合がありますが、いずれも不動産の譲渡に関する契約書に該当します。

##### ② 不動産交換契約書

不動産と不動産又は動産との交換契約書は、不動産の譲渡に関する契約書に該当します。

##### ③ 共有不動産の持分の譲渡契約書

共有の不動産についてその持分を他の共有者又は第三者に譲渡することの契約書は、不動産の譲渡に関する契約書に該当します。

(注) 不動産の譲渡に関する契約書のうち、一定の要件を満たすものについては、印紙税の軽減措置が適用されます（33 ページ：2 (1) 参照）。

#### (2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書

**地上権**……………他人の土地（地下又は空間を含みます。）に工作物又は竹木を所有するなどのために、その土地を使用することを内容とする物権をいいます（基通別表第 1 第 1 号の 2 文書の 1）。

**土地の賃借権**……………土地の賃貸借契約により設定される権利で、賃借人が賃貸人の土地（地下又は空間を含みます。）を使用収益することを内容とするものをいいます（基通別表第 1 第 1 号の 2 文書の 2）。

#### 〔実例〕

##### 土地賃貸借契約書

土地の賃貸借契約書は、土地の賃借権の設定に関する契約書に該当します。この場合

の契約金額は、権利金、更新料その他名称のいかんを問わず、契約に際して相手方当事者に交付し、後日、返還されることが予定されていない金額の全てをいいます。

したがって、返還されることが予定されている保証金、敷金などや賃貸料は、契約金額には該当しません。

### (3) 消費貸借に関する契約書

消費貸借……当事者の一方（借主）が、相手方（貸主）から金銭その他の代替性のある物を受け取り、これと同種、同等、同量の物を返還する契約をいいます（基通別表第1第1号の3文書の1）。

#### 〔実例〕

#### ① 限度（極度）貸付契約書

あらかじめ一定の限度までの金銭を貸し付けることを内容とする限度（極度）貸付契約書は、消費貸借に関する契約書に該当します。

このような契約書のうち、一定の金額に達するまで貸し付けることとしているものは、その一定の金額が記載金額となり、一定の金額の範囲内で貸付けを反復して行うこととしているものは、その一定の金額は記載金額とはなりません。

#### ② 債務承認及び弁済契約書

限度貸付契約又は根抵当権付金銭消費貸借契約などに基づく既存の債務金額を承認し、併せてその返還期日、返還方法などを約することを内容とする契約書は、消費貸借に関する契約書に該当します。

なお、その契約書に債務金額を確定させた原契約書が他に存在することを明らかにしているときは、その債務承認金額は記載金額とはなりません。

#### ③ 借受金領収証

借主が借受金を受領した際に作成する借受金領収証で、借受金の受領事実とともに、返還期日又は利率などを併せて記載するものは、消費貸借に関する契約書に該当します。

#### ④ 建設協力金や保証金等の定めのある建物賃貸借契約書等

貸ビル業者などが、ビルなどの賃貸借契約又はその予約契約を締結する際などに、賃借人から一定の金銭を受け取り、賃貸借期間などに関係なく、一定期間据置後、一括又は分割返還することを約するものは、消費貸借に関する契約書に該当します。

#### ⑤ 貸付決定通知書等

金銭の借入申込みに対して貸し付けることを決定し、その旨を記載してその申込者へ交付する貸付決定通知書などと称する文書は、消費貸借に関する契約書に該当します。

### (4) 運送に関する契約書（傭船契約書を含みます。）

運送契約……委託により当事者の一方（運送人）が物品又は旅客の場所的移動を約する契約をいいます（基通別表第1第1号の4文書の1）。

傭船契約……船舶又は航空機の全部又は一部を貸し切り、これにより物品又は旅客を運送することを約する契約をいいます（基通別表第1第1号の4文書の4）。

なお、裸傭船契約書は傭船契約書に該当しません（船舶の賃貸借契約であり課税文書に該当しません。）。

## 〔実例〕

### ① 運送引受書、送り状、運送貨物受取書

運送業者が貨物の運送の依頼を受けた際、その引受けの証として荷送人に交付する運送引受書、送り状などと称する文書は運送に関する契約書に該当します。また荷送人に交付する貨物受取書で、貨物の個数、重量、運賃、積地及び揚地など具体的な運送契約の成立を記載証明したのも、運送に関する契約書に該当します。

### ② 定期傭船契約書

定期傭船契約書は、契約金額の記載の有無により運送に関する契約書又は継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）に該当します。

## 2 請負に関する契約書（第2号文書）

請負………当事者の一方（請負人）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がこれに報酬を支払うことを約することによって成立する契約をいい、講演、警備、機械保守、清掃などのような無形的な結果を目的とするものも含まれます（基通別表第1第2号文書の1）。

このほか、公認会計士の監査契約、民間放送会社と広告主又は広告代理業者との間の広告などの契約も請負契約に該当します。

また、請負には、職業野球の選手、映画・演劇の俳優、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、映画・演劇の監督・演出家・プロデューサー、テレビジョン放送の演技者・演出家・プロデューサーなどが、その者としての役務を提供することを内容とする契約を含みます（令21）。

請負に関する契約書に該当するか、物品の譲渡に関する契約書（不課税文書）又は不動産の譲渡に関する契約書（第1号の1文書）に該当するかの区別については、おおむね次によります（基通別表第1第2号文書の2）。

- ① 注文者の指示に基づき一定の仕様又は規格などに従い、製作者の労務により工作物を建設することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

(例) 家屋の建築、道路の建設、橋りょうの架設

- ② 製作者が工作物をあらかじめ、ある一定の規格で統一し、これにそれぞれの価格を付して注文を受け、その規格に従い工作物を建設し、供給することを内容とするもの ⇒ 不動産の譲渡に関する契約書又は物品の譲渡に関する契約書（物品の譲渡に関する契約書の場合は不課税文書）

(例) 建売住宅の供給（不動産の譲渡に関する契約書）

- ③ 注文者が材料の全部又は主要部分を提供（有償、無償を問いません。）し、製作者がこれによって一定物品を製作することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

(例) 生地を提供しての洋服仕立て、材料支給による物品の製作

- ④ 製作者の材料を用いて注文者の設計又は指示した規格などに従い、一定物品を製作することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

(例) 船舶、車両、機械、家具等の製作、洋服の仕立て

- ⑤ あらかじめ一定の規格で統一された物品を、注文に応じ製作者の材料を用いて製作し、供給することを内容とするもの ⇒ 物品の譲渡に関する契約書（不課税文書）

(例) カタログ又は見本による機械、家具の製作

- ⑥ 一定の物品を一定の場所に取り付けることにより所有権を移転することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

(例) 大型機械の取付け

ただし、取付行為が簡単であって、特別の技術を要しないもの  
⇒ 物品の譲渡に関する契約書（不課税文書）

(例) 家庭用電気器具の取付け

- ⑦ 修理又は加工することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書

(例) 建物、機械等の修理、塗装、物品の加工

#### 〔実例〕

##### ① 加工承り票等

百貨店などが顧客の持参した生地によって洋服の仕立てを引き受けた際に作成する「加工承り票」などは、洋服の仕立てという仕事の完成を約したものですから、請負に関する契約書に該当します。

##### ② 宿泊申込請書等

旅館業者などが顧客から宿泊の申込みを受けた場合に、宿泊年月日、人員、宿泊料金などを記載し、その申込みを引き受けた旨を記載して顧客に交付する「宿泊申込請書」などは、請負に関する契約書に該当します。ただし、御案内状などと称し、単なる案内を目的とするものは、課税文書には該当しません。

##### ③ 保守契約書

エレベーターの保守契約書は、エレベーターを常に安全に運転できる状態に保つこと、つまり仕事の完成を目的としたものですから、請負に関する契約書に該当します。

##### ④ 広告契約書等

広告主と放送会社又は新聞社との間で作成されるコマーシャル放送契約書又は新聞広告契約書は、コマーシャル放送又は新聞広告という仕事の完成を目的としたものですから、いずれも請負に関する契約書に該当します。

(注) 建設工事の請負に関する契約書のうち、一定の要件を満たすものについては、印紙税の軽減措置が適用されます（33ページ：2(2)参照）。

### 3 約束手形又は為替手形（第3号文書）

手形要件の全部又は一部を記載しないで発行する白地手形については、金額白地のものを除き、振出人（振出人以外の者が作成した白地手形については、その作成者）が他人に交付する時に約束手形又は為替手形を作成したことになります。

また、振出人の署名を欠く白地手形で、引受人又はその他の手形当事者（例えば保証人）の署名なつ印のあるものについては、引受人又はその他の手形当事者がその手形を作成したことになります（基通別表第1第3号文書の2）。

なお、金額白地の手形（手形金額の記載のない手形）は、振出しのときには印紙税は課されませんが、その手形に後で金額を記入したときに手形を作成したものとみなされ印紙税が課されます。

この場合の手形の作成者（納税義務者）は、手形の振出人ではなく、その手形に金額を記入した者です。

### 4 株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券（第4号文書）

株券に課される印紙税の額は、払込金額の有無によって次の算式で計算した金額を基に判断することになります（令24）。

○払込金額がある場合	一株についての払込金額×その株券の株数
○払込金額がない場合	$\frac{\text{資本金の額} + \text{資本準備金の額}^{(注)2}}{\text{発行済株式の総数}^{(注)1}} \times \text{その株券の株数}$

- (注) 1 「発行済株式の総数」には、新たに発行する株式数を含みます。  
2 「資本金の額」と「資本準備金の額」は、直前の定時総会で承認され、法律上確定している最終の貸借対照表の額（合併等の企業再編があった場合には合併等の効力発生日の額）を用いて差し支えありません（基通別表第1第4号文書の10）。  
3 投資法人の発行する投資証券も同様の取扱いとなります。

社債券には、会社法上の社債券のほか、相互会社の社債券や特別の法律により法人の発行する債券（例えば、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫などの発行する農林債券、商工債券など）も含まれます（基通別表第1第4号文書の2、4）。

また、出資証券には、投資法人の発行する投資証券も含まれます。

#### 〔実例〕

##### ① 予備株券

予備株券は、単に株券用紙ですから印紙税は課されませんが、これに所要事項を記載の上、株主に交付すれば、その交付のときに株券が作成されたことになります。

##### ② 合併存続会社等が訂正して発行する株券及び譲渡制限の旨を記載する株券

合併の際に旧株式会社の株券を訂正のうえ発行するとき又は発行済みの株券に譲渡制限の条項を追記し株主に交付するときは、新たな株券を作成したことになり、課税されることとなります。

## 5 合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書（第5号文書）

「合併契約書」は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社が締結する合併契約を証する文書のみが課税文書になります（基通別表第1第5号文書の1）。

また、「吸収分割契約書」及び「新設分割計画書」は、株式会社及び合同会社が吸収分割又は新設分割を行う場合の吸収分割契約を証する文書又は新設分割計画を証する文書のみが課税文書になります（基通別表第1第5号文書の2）。

## 6 定款（第6号文書）

定款は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成する定款の原本が課税になります（これらの会社以外の法人の設立の際に作成する定款は課税の対象とはなりません。）（基通別表第1第6号文書の1）。

具体的には、公証人の認証を要することとされている株式会社及び相互会社の定款は、公証人が保存するもののみが課税の対象となります。また、公証人の認証を要しない合名会社、合資会社及び合同会社の定款については、会社に保存する原本が課税の対象となります。

## 7 継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）

**継続的取引の基本となる契約書**……………特定の相手方との間において継続的に生ずる取引の基本となる契約書のうち、次に掲げるものをいいます（その契約書に記載された契約期間が3か月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものは、除かれます。）。

なお、継続的取引の基本となる契約書に該当しないものであっても、その記載されている内容により、例えば、運送に関する契約書（第1号の4文書）や請負に関する契約書（第2号文書）に該当する場合があります。

① 特約店契約書のように、営業者（注）の間において、売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する複数取引を継続して行うため、その取引について、共通する基本的な取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格のうち1以上の事項を定める契約書（令26一）

（注）ここでいう営業者とは、第17号文書の非課税規定における「営業」（28ページ：17金銭又は有価証券の受取書「非課税文書」参照）を行う者をいいます。

② 代理店契約書のように、両当事者（営業者には限りません。）間において、売買に関する業務、金融機関の業務、保険契約の締結の代理若しくは媒介の業務又は株式の発行若しくは名義書換えの事務を継続して委託するため、その委託する業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定める契約書（令26二）

③ 銀行取引約定書のように、金融機関から信用の供与を受ける者と金融機関との間において、債務の履行について包括的に履行方法その他の基本的事項を定める契約書（令26三）

④ 信用取引口座設定約諾書のように、金融商品取引業者又は商品先物取引業者とこれらの顧客との間において、有価証券又は商品の売買に関する複数取引を継続して委託するため、その取引に共通して適用される取引条件のうち、受渡しその他の決済方法、対価の支払方法又は債務不履行の場合の損害賠償の方法を定める契約書（令26四）

- ⑤ 保険特約書のように、損害保険会社と保険契約者との間において、複数の保険契約を継続して行うため、これらの保険契約に共通して適用される保険要件のうち、保険の目的の種類、保険金額又は保険料率を定める、いわゆるオープンポリシーの契約書（令26五）

〔実例〕

① 商品売買基本契約書

商品のメーカーと卸売店との間において、ある商品の単価は今後1年間10,000円とする旨を記載した文書は、継続的取引の基本となる契約書に該当します。

② 貨物運送契約書

物品の販売会社と運送会社との間において、地方に販売する物品の運送は全てその運送会社に委託することとし、運送料は毎月末に締め切り翌月10日に支払うことを約した文書は、継続的取引の基本となる契約書に該当します。

③ 下請基本契約書

機械器具の部品の製造を継続して下請に出す場合に、その部品の名称、規格、製作単価などの取引条件を記載した契約書は、継続的取引の基本となる契約書に該当します。

④ 貨物の保管及び荷役の契約書

物品の販売会社と運送会社との間において、物品の販売会社の所有する物品の保管及び荷役についての契約書に、保管料及び荷役料の支払方法を記載した場合には、保管についての事項は物品の寄託契約として課税事項となりませんが、荷役についての事項は請負契約の課税事項となりますから、契約金額の記載のあるものは請負に関する契約書（第2号文書）に、契約金額の記載のないものは継続的取引の基本となる契約書に該当します。

## 8 預貯金証書（第8号文書）

銀行その他の金融機関等で法令の規定により預金又は貯金業務を行うことができる者が、預金者又は貯金者との間の消費寄託の成立を証明するために作成する免責証券である預金証書又は貯金証書をいいます（基通別表第1第8号文書の1）。

なお、労働基準法や船員法に規定する預金を受け入れた場合に作成する勤務先預金証書も第8号文書（預貯金証書）に該当します（基通別表第1第8号文書の2）。

## 9 倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券（第9号文書）

倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券は、記載事項が法定されていますが、記載事項の一部を欠くものであっても、倉荷証券などに類似する効用を有するものは、倉荷証券などに含まれます（基通別表第1第9号文書の5）。

## 10 保険証券（第10号文書）

保険証券とは、保険者が保険契約の成立を証明するため、保険法その他の法令の規定により保険契約者に交付する書面をいいます（基通別表第1第10号文書の1）。

保険証券には、保険証券としての記載事項の一部を欠くものであっても、保険証券としての効用を有するものも含まれます（基通別表第1第10号文書の2）。

## 11 信用状（第 11 号文書）

信用状とは、銀行が取引銀行に対して特定の者に一定額の金銭の支払をすることを委託する支払委託書をいいます（基通別表第 1 第11号文書の 1）。

## 12 信託行為に関する契約書（第 12 号文書）

信託行為に関する契約書とは、信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約を証する文書をいい、信託証書も含まれます（基通別表第 1 第12号文書の 1）。

## 13 債務の保証に関する契約書（第 13 号文書）

〔主たる債務の契約書に併記するものは除かれます。〕

債務の保証………主たる債務者がその債務を履行しない場合に、これを履行することを第三者が債権者に対し約することをいいます（基通別表第 1 第13号文書の 1）。

課税文書とならない「主たる債務の契約書に併記するもの」………例えば、消費貸借証書に「債務者が返済期限までに返済することができなかつたときは、保証人において全額弁償します。」と記載した場合がこれに当たります。

なお、主たる債務の契約書に該当しない文書に保証契約の事項を記載したもの（例えば、契約の申込書に併記した保証契約など）は、債務の保証に関する契約書に該当します（基通別表第 1 第13号文書の 3）。

## 14 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書（第 14 号文書）

寄託………当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承認することによって成立する契約をいいます（基通別表第 1 第14号文書の 1）。

なお、第14号文書に該当するのは、保管する物が金銭又は有価証券の寄託に関する契約書に限られますので、物品の寄託に関する契約書は課税されません。

### 〔実例〕

#### ① 預り証等

銀行などの金融機関が、預貯金として金銭を受け入れた場合に、預貯金証書又は預貯金通帳を作成する前に一時的に作成する預り証、入金取次票などと称する文書は、金銭の寄託に関する契約書に該当します。

なお、預貯金として金銭を受け入れる場合に作成する文書でも、「受取書」、「領収証」と称する文書で、受領原因として単に預金の種類が記載されているものは、金銭の受取書（第17号の 2 文書）に該当します（受託文言、口座番号、預金期間など寄託契約の成立に結びつく事項が記載されているものは、金銭の寄託に関する契約書に該当します。）。

#### ② 現金自動預金機等から打ち出される紙片

現金自動預金機等を利用して預金を行う場合において、預金の預入れ事実を証明するため、その現金自動預金機等から打ち出される預入年月日、預入額、預入後の預金残額及び口座番号などの事項を記載した紙片は、金銭の寄託に関する契約書に該当します。

なお、顧客にあらかじめ専用のとじ込み用の表紙を交付しておき、利用の都度現金自動預金機から打ち出される預入年月日、預入額、預入後の預金残額、口座番号及びページ数

その他の事項を記載した紙片を順次その専用のとじ込み用の表紙に編てつすることとしているものは、その全体を預金通帳（第18号文書）として取り扱うこととされています。

### ③ 勤務先預金明細書

勤務先預金について、預金通帳の発行に代え、一定期間中の個々の預金取引の明細を記載して預金者に交付する勤務先預金明細書は、金銭の寄託に関する契約書に該当します。

ただし、預金者にとじ込み用の表紙を交付しておき、順次編てつすることとしている場合は、その全体が預金通帳（第18号文書）として取り扱われます。

なお、個々の取引内容でなく、一定期間中の受入金及び払戻金の合計額並びに残額のみを記載した預金残高通知書は、課税文書には該当しません。

### ④ 敷金預り証

アパートなどの賃貸借に当たり、家主や不動産業者などが借主に交付する敷金の預り証は金銭の寄託に関する契約書には該当せず、金銭の受取書（第17号の2文書）に該当します。

## 15 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書（第15号文書）

**債権譲渡**……債権をその同一性を失わせないで旧債権者から新債権者に移転することをいいます（基通別表第1第15号文書の1）。

**債務引受け**……債務をその同一性を失わせないで旧債務者から新債務者に移転することをいい、民法に規定する併存的債務引受及び免責的債務引受がこれに含まれます（基通別表第1第15号文書の2）。

## 16 配当金領収証又は配当金振込通知書（第16号文書）

**配当金領収証**……配当金領収書その他名称のいかんを問わず、配当金の支払いを受ける権利を表彰する証書又は配当金の受領の事実を証するための証書をいいます。

**配当金振込通知書**……配当金振込票その他名称のいかんを問わず、配当金が銀行その他の金融機関にある株主の預貯金口座その他の勘定に振込済みである旨を株主に通知する文書をいいます。

## 17 金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）

**金銭又は有価証券の受取書**……金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が単にその受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「受取証」、「領収証」、「領収書」、「レシート」はもちろんのこと、受取事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらに、お買上票などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受取事実を証するものであるときは、ここにいう金銭又は有価証券の受取書に該当します（基通別表第1第17号文書の1）。

**売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書**……売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書は第17号の1文書となり、記載金額に応じた印紙税が課税されます。

この場合の「売上代金」とは、「資産を譲渡し若しくは使用させること（資産に係る権利を設定することを含みます。）又は役務を提供することによる対価（手付けを含みます。）」をいいます。

したがって、例えば、借入金、保証金、割戻金、配当金、保険金、損害賠償金などは、何らかの給付に対する反対給付ではありませんから、売上代金には該当しません（基通別表第1第17号文書の15）。

**非課税文書**……………記載金額が5万円未満の受取書及び営業に関しない受取書は非課税となります。

この場合の「営業」とは、一般通念による営業をいうものであり、おおむね営利を目的として同種の行為を反復継続して行うことをいいます。

したがって、個人である商人の行為や、営利法人の行為は営業となりますが、祭祀、宗教、慈善、学術、技芸などの公益を目的としたいわゆる公益法人は、営利を目的とするものではありませんから、その行為は営業には該当しません。

また、営利法人（会社）にも公益法人にも当たらない私法人（特別法によって法人となることを認められた法人）については、法令の規定や定款の定めによって利益金の配当や剰余金の分配をすることができることとなっている法人が、その出資者以外の者に対して行う事業は営業となります。なお、その出資者がその出資をした法人に対して行う営業は、印紙税の課税の対象となる営業から除かれています。

#### 【実例】

##### ① 仮領収書

仮領収書と称するものであっても、それが金銭等の受取事実を証明するために作成されたものであれば、後に正式な領収書を作成するか否かにかかわらず、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

##### ② ポスレジから打ち出される領収書等

一般小売店や現金問屋等において使用する POS システムの端末（いわゆる「ポスレジ」）から打ち出される帳票で、販売代金を現金で受領した際に顧客へ交付するものは、領収書、仕切書、納品書等その名称のいかんにかかわらず、金銭の受取書に該当します。

##### ③ 商品券等の有価証券による支払を受けた際の領収書

商品代金の受取に当たり、商品券又はプリペイドカードにより支払を受けた際の領収書は、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

##### ④ クレジットカードによる支払を受けた際の領収書

クレジットカードにより支払を受けた際の領収書は、信用取引により支払を受けるものであり、金銭の受領事実がないことから、クレジットカードによる支払であることが明らかにされているものは金銭の受取書には該当しません。

##### ⑤ デビットカード（即時決済型）による支払を受けた際の領収書

即時決済型のデビットカードにより支払を受けた際の領収書は、金銭の受取書に該当します。なお、デビットカード取扱店が顧客あてに交付する「口座引落確認書」で、単に口座からの引き落とし事実のみを通知するものは、金銭の受取書には該当しません。

また、クレジットカード決済のシステムを利用する信用取引型のデビットカードにより支払いを受けた際の領収書については、上記④と同様の取扱いとなります。

#### ⑥ 受取金引合通知書、入金記帳案内書

店員が得意先に出張し、店主の代理として金銭を受領する場合に受取書を交付したり、通帳や判取帳にその事実を記載して、後日さらに店主が発行する受取金引合通知書や入金記帳案内書などを作成する場合がありますが、いずれも金銭の受取書に該当しません。

#### ⑦ 振込済みの通知書

債務者から自己の預貯金口座に金銭の振込みがあった場合に、債権者から債務者に預貯金口座への入金があった旨を通知する「振込済みのお知らせ」などと称する文書は、金銭の受取書に該当しません。

#### ⑧ 入金通知書、当座振込通知書

銀行が被振込人に対し交付する入金通知書、当座振込通知書、当座振込報告書などは、課税文書に該当しません。ただし、被振込人あてのものであっても、振込人に対して交付するものは、金銭の受取書に該当します。

#### ⑨ 医師、弁護士等の作成する受取書

医師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、薬剤師及び獣医師等並びに弁護士、弁理士、公認会計士、計理士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、設計士、海事代理士、技術士、社会保険労務士等が、その業務上作成する受取書は、営業に関しない受取書として取り扱われ、非課税文書となります。

#### ⑩ 医療法人が作成する受取書

医療法第 39 条に規定する医療法人は、剰余金の配当をしてはならないこととされており、いかなる者との取引についても営業者とならないため、作成される金銭等の受取書は、営業に関しない受取書に該当し、非課税文書となります。

なお、営利法人組織の病院等又は営利法人の経営する病院等が作成する受取書は、営業に関しない受取書には該当せず、非課税文書にはなりません。

#### ⑪ 監査法人、税理士法人が作成する受取書

監査法人や税理士法人は、法令の定めにより利益の配当をすることができるものに該当します。したがって、監査法人や税理士法人が出資者以外の者に交付する受取書は、営業に関しない受取書には該当せず、非課税文書にはなりません。

### 18 預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳（第 18 号文書）

銀行等が行う預金者又は貯金者との間における預貯金の受払い等を連続的に付け込んで証明する目的で作成する通帳、信託会社が信託契約者との間における継続的な財産の信託関係を連続的に付け込んで証明する目的で作成する通帳、銀行又は無尽会社が掛金契約者又は無尽掛金契約者との間における掛金又は無尽掛金の受領事実を連続的に付け込んで証明する目的で作成する通帳、生命保険会社が保険契約者との間における保険料の受領事実を連続的に付け込んで証明する目的で作成する通帳又は生命事故共済に伴う掛金通帳などが該当します。

19 第1号、第2号、第14号又は第17号文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳（第19号文書）  
〔18の通帳（第18号文書）に該当するものは除きます。〕

第1号、第2号、第14号又は第17号文書によって証されるべき事項を継続又は連続して特定の当事者の一方から相手方に対し、一定の事項を付け込んで証明する目的で作成する通帳をいいます。

したがって、第1号、第2号、第14号又は第17号文書によって証されるべき事項以外の事項を付け込み証明する通帳は、ここにいう通帳には該当しません。

〔実例〕

① 消費貸借通帳

会社が従業員に金銭を貸し付けるに当たり、従業員ごとに口座を設けて貸付けの事実を継続又は連続して付け込み証明する通帳は、ここにいう通帳に該当します。

② 請負通帳

発注会社が受注会社との間の請負契約の成立を継続又は連続して付け込み証明する請負通帳は、ここにいう通帳に該当します。

③ 寄託通帳、預り通帳

証券会社が顧客から売り委託を受けた有価証券について、その預り事実を継続又は連続して付け込み証明する通帳は、ここにいう通帳に該当します。

④ 金銭受取通帳

売掛金、家賃、地代などの受取事実を継続又は連続して付け込み証明する通帳は、ここにいう通帳に該当します。

⑤ 入金取次帳

金融関係の外務員が預金としての金銭を受け入れる場合に、その受入事実を連続的に付け込み証明するための入金取次帳は、ここにいう通帳に該当します。

20 判取帳（第20号文書）

第1号、第2号、第14号又は第17号文書により証されるべき事項につき2以上の相手方から付け込み証明を受ける目的をもって作成する帳簿をいいます。